一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
　長殿
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地及びこれに接する河川のうち、その接している区間の河川敷（平成二十六年国土交通省告示第四百七十五号で指定した土地の区域を除く。）
　奈良県吉野郡十津川村大字長殿
　三八三番

**○国土交通省告示第九十五号**

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年二月十日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ハイノキョウ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを結んだ線、標柱二号と三号を平成二十八年国土交通省告示第九百四十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　高知県長岡郡大豊町西峰
　字ヲチデ　四六一二番一　一号
　　四六〇九番一　十一号
　字西川タキ　四六二〇番一　二号
　　四六一七番一　八号
　字イバ　二九五三番三　三号
　　二九五三番四　四号
　字ノヂ　二八八一番　五号
　字中屋　二八七三番　六号
　　四六二八番三　七号
　字西ヤナゼ　二八三五番　九号及び十号

**○国土交通省告示第九十六号**

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年二月十日
　　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ヤイチ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　高知県土佐郡土佐町相川
　字柿ノ本
　一八二八番地先水路敷　一号
　一八二八番　二号
　一八二七番　三号及び四号
　一三六四番一　二十一号
　一三六〇番　二十二号
　一三六九番地先道路敷　二十三号
　一三六八番一　二十五号
　一三六七番　二十六号
　一三六一番　二十七号から三十号まで
　一三五九番地先道路敷　三十一号
　字野瀧
　一八三五番地先水路敷　五号
　一四四二番　六号
　一四二五番　十七号
　一四二六番地先道路敷　二十四号
　字野猪ノ久保
　一三〇二番　七号
　字龍ノ首
　一二九二番　八号
　字雪見山
　一八〇五番三　九号
　字瀧ノ東
　二九七番一　十号
　字大窪
　二九三番一　十一号

**○近畿地方整備局告示第十八号**

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年二月十日
　　近畿地方整備局長　池田　豊人
　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　二十四号　城陽市寺田塚本一四一番一から同市寺田今橋一二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
　供用開始の期日　平成二十九年二月十一日

**○中国地方整備局告示第四号**

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年二月十日
　　中国地方整備局長　丸山　隆英
　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　九号及び百八十六号　江津市江津町九〇八番一四から同市江津町九二二番二まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所
　供用開始の期日　平成二十九年二月十日

**○中国地方整備局告示第五号**

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年二月十日
　　中国地方整備局長　丸山　隆英
一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年中国地方整備局告示第八十五号倉吉都市計画道路事業三・四・九号上井羽合線及び三・五・一号上井東西線
三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十四日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成二十七年中国地方整備局告示第八十五号の事業地の大平町、上井字宮ノ前、字狭間、字宮ケ坪、字小泓、字山田及び字大江後並びに山根字大谷及び字大平地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし
　字秣野
　一八〇八番五　十二号
　一八〇九番三　十三号
　字アリノキ屋敷
　一四六〇番二　十四号
　字中ナロ
　一四五三番　十五号
　字林ノ本
　一四一九番　十六号
　字床鍋
　一三七八番　十八号
　一四〇一番一　十九号
　一三九九番一地先道路敷　二十号